

1. 「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」の定義

○取引所取引に係るインフラ機関（証券取引所、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構、日本銀行、資金決済銀行。以下「インフラ機関」という。）の個社ベースのBCPの整備と、そのうえでのインフラ機関間の整合性確保。

2. インフラ機関におけるBCPの現状と課題

（1）インフラ機関における個別のBCPに係る検証

○現時点でBCPを有している主要なインフラ機関について、個別にBCPの現状を分析した結果、現有のBCPの項目及び内容についてはおおむね妥当性あり。

○しかしながら、海外の主要な市場と比較すると、①全体としてインフラ機関におけるBCPの策定が遅れている、②BCPを策定しているインフラ機関においても、一時的に業務継続が困難となった場合の再開目標があいまいである先が少なくなく、それを達成するためのバックアップ体制が貧弱であるという問題がある。

（2）主要な機能（約定機能及び清算・決済機能）毎の主な課題の検証

①証券取引所におけるBCPの検証：コンティンジェンシー・プランの検証

a. 発動基準

（i）指標

- ・現行の発動基準のうち「売買高シェア」は「売買代金シェア」に改めることが適当。
- ・「システムのキャパシティ超過のおそれがある場合」を追加することが適当。

（ii）水準

- ・現行の多くの証券取引所における発動水準である「2割」については、売買の継続に対する要請の高まりを踏まえて引上げも考えられる一方、売買代金シェアの分散化が進み、上位数社が同時に売買に参加できない状況となった場合にはじめて「2割」を超えることとなる状況である（東京証券取引所の場合）ため、相当程度、売買の継続は確保されと考えられ、また、売買の継続に対する要請に応える観点からは、むしろ、できるだけ自動的に売買の停止は行ったうえで、再開について柔軟な運用とすることによって早期の再開を目指していくことが有益。

これらを踏まえると、現行の「2割」については妥当性あり。

- ・特定の証券会社のシェアが大きい商品又は取引所については、一律に「2割」を適用することが適当ではない場合も考えられるため、このような場合においては、「2割」を基本としつつ、追加的な条件をつけるなどそれぞれの取引所において必要な工夫をすることが望ましい。

b. 再開

- ・予め数値基準は設けず、取引参加者における対応・復旧状況に加えて、投資者の動向や、証券取引所の約定機能に係る復旧・再開目標も念頭に置きながら、証券取引所において柔軟に再開を模索していく仕組みとすることが適当。

②清算・決済に係るインフラ機関におけるBCPの検証

- ・短時間（3時間程度）の業務停止を想定して検証を実施した結果、証券決済関連業務に関しては代替手段や決済時限の変更等により当日中の決済終了が可能。また、資金決済関連業務に関しても、各資金決済銀行の業務や日銀ネット・全銀システムにおけるリスク事象発現時には、清算銀行業務取扱支店以外の本支店やバックアップサイト等の他の業務拠点への切替えにより、当日中の決済終了が可能。
- ・清算・決済に係る当日中の決済終了のための更なる取組みとして、証券決済に係る対応については、フェイルの追加支払い処理に係る代替システムの導入や決済日前日の振替請求処理等に係る業務スケジュールの見直し、資金決済銀行における障害等に係る対応については、日銀当預口座を通じた代替的資金決済や予め各参加者が他の資金決済銀行に口座開設・与信枠確保等を行っておくことについて、検討することが考えられる。
- ・また、清算・決済に係る当日中の決済終了のための更なる取組みのうち、証券保管振替機構の振替システムの稼働時間変更については、他の専門部会の検討内容にも影響する可能性があるため、関連する専門部会にも検討を求めることが必要。また、全銀システムの稼働時間変更については、必要に応じて適切な相手先と調整を行っていくことが適当。

（３）インフラ機関間の連携に係る検証

- 清算・決済機関のシステムに障害が発生し、復旧に日数を要する場合、証券取引所では、コンティンジェンシー・プランに基づき売買を停止することとされており、必要最小限の連携は確保されているが、更なる強化の観点から、システム障害以外の事象による業務停止まで含めた検討やインフラ機関間の連絡体制の整備を進めることが必要。

4. 有事の際の取扱いの明確化

○売買に係る記録が失われた場合の約定の取扱い

- ・未然防止の観点から、バックアップ体制を整備し、可能な限りデータを保全。また、万一、データが消失した場合は、可能な限り復元する努力をすることが有事の対応策として必要。
- ・しかしながら、約定データの一部が消失する可能性を完全に否定することは困難。そのため、証券取引所は、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合への対応策について検討すべき。

5. 再開・復旧目標

- インフラ機関それぞれが担う役割・機能に応じて再開・復旧目標は設定されるべき。具体的には、清算・決済機能と約定機能に分けて設定することが適当。
- 清算・決済機能については、「リスク事象の発現後おおむね2時間以内」を復旧・再開目標とすることにより、当日中の清算・決済分については当日中に終了し、可能な限り決済の繰延べを行わないようにすることが適当。
- 約定機能については、「リスク事象の発現後おおむね24時間以内」を復旧・再開目標とすることにより、可能な限り取引日を空けずに売買の再開を可能にすることが適当。
- 各インフラ機関は、取引所取引全体に占める役割や影響度に鑑み、復旧・再開目標について、本報告を踏まえながら、それぞれの責任と判断において対応していくことが望まれる。

6. バックアップ体制

- 復旧・再開目標を達成するため、また、海外の主要なインフラ機関と同等のバックアップ体制を整備するため、取引所取引に係る各インフラ機関においては、プライマリーサイトとの同時被災を避けることが可能と考えられる立地にバックアップサイトを設けるなど、バックアップ体制の強化を中長期的課題とすることが必要。
- 約定機能への影響、システミックリスクの懸念等を踏まえると、清算・決済機能のバックアップサイト構築は、他よりも優先されるべき。
- バックアップ体制をどのように構築していくかについては、取引所取引全体に占める役割や影響度等に応じて各インフラ機関がそれぞれで経営判断し、適切と考える対応を実施すべき。
- 証券市場全体の効率化などが図られるよう、証券市場全体のシステム共通基盤としての整備の可能性についても検討すべき。特に、バックアップサイトの構築に伴い拡張が必要となるネットワークについては、米国の例も参考にしつつ共同化を図ることは、コスト面・機能面で極めて有効。また、バックアップサイトについては、施設を共同化するだけでもコストメリットがあると考えられる。
(注) 証券市場全体としてのコストメリットと個々のインフラ機関におけるコストメリットとは必ずしも一致しない場合がある。
- なお、バックアップ体制の整備には、人的資源の確保が必須。各インフラ機関においては、この点についても重要な経営課題として検討していく必要。

7. 情報の集約・還元・提供を図る体制

- 各インフラ機関は、取引参加者等の事業継続に支障が生じた場合に、そうした状況に係る情報を適時に入手する体制について整備を進める必要がある。
- 同時に、各インフラ機関における有事の際の対応が、取引所取引全体として整合性のとれたものとなるよう、各インフラ機関は、インフラ機関間の適切な連絡体制を整備すべき。
- また、各インフラ機関は、関係者の業務遂行に対する影響度の大きさや社会的な関心も踏まえ、有事の際にBCPを発動する場合や、売買の停止など特別な措置を講じる場合には、それについて速やかに情報を発信し、関係者に周知できる適切な体制を整備すべき。
- 有事の際には、電話、FAXといった通信手段では情報伝達等に支障が生じるおそれがあるため、ウェブサイトを通じた情報伝達等について検討すべき。

8. おわりに

- 「取引所取引に係る市場全体としてのBCP」の観点からは、取引の仲介者という重要な役割を担う証券会社においてBCPが整備されることも、実効性の面で不可欠。この報告を機に、証券会社各社におけるBCPの策定や見直しといった取組みがより積極的に進められることが望まれる。
- BCPの実効性・有効性を高めていくためには、机上の想定でプランニングを行うだけでなく、実際のテストを通じた確認や訓練を実施していくことが必要。そこで、インフラ機関においては、連携についても実際にテストを行い、確認・訓練を実施していくことが望まれる。その際には、証券会社にもテストへの参加を求めることが重要。

以 上

公社債取引専門部会報告書（論点整理）の骨子

平成 18 年 10 月 18 日

公社債取引専門部会

1. 公社債市場のBCPについて

公社債市場のBCPは、店頭有価証券市場が中核であることから、証券会社等の市場参加者のBCP対応が尊重される。そこで、公社債市場全体のBCPとして求められる役割は、被災時などにおける「推奨される市場慣行」を市場参加者に公表すること及び市場参加者の被災状況、BCPの発動状況又は債券・取引毎の取引状況の把握及び情報提供と考える。

2. 公社債市場のBCPに係る主な検討事項

（1）推奨される市場慣行

① 市場慣行の位置付け

あくまでも推奨事項であり、取引当事者間の合意に基づく行動を妨げるものではないが、市場機能の維持・早期回復を図る観点から、尊重されるべきものであると考える。

② 対象とする債券及び取引の種類等

基本的に国内で発行され、約定から決済までの一連の運用及び照合・清算・決済等の主たる機能が国内で完結する公社債全商品の店頭取引(レポ取引含む)を考える。

③ 想定される事例

取引時間の変更、決済時間等の変更、決済日の延期など

④ 公社債市場における復旧目標时限

各社が被災の状況に応じて復旧の目途を速やかに報告する等により、相互に情報交換に努めながら復旧目標时限を設定し、個別に復旧した先から相対で取引・決済を再開していくのが現実的と思われる。

（2）公社債市場のBCP対策会議（仮称）

① 発動基準

② 決定・発動手続など

（3）情報の集約等を図る体制

① 緊急連絡先リスト

② 通信手段の確保の検討及びBCP専用のウェブサイトの構築など

3. 今後の検討課題

市場慣行の具体例及び変更推奨の運用方法、公社債市場のBCP対策会議の運営方法、共同演習等の実施など

以 上

取引所市場外取引専門部会報告書（論点整理）の骨子

平成 18 年 10 月 18 日

取引所市場外取引専門部会

1. B C P 発動基準等の前提について

B C P 発動基準を考えるにあたり、主に複数のインフラ機関及び取引参加者の業務継続に支障が生じるような広域的なリスクの発現（例えば大規模地震、風水害、広域的な社会インフラの停止等）を念頭に、その発現による結果事象（システム障害、人員の不足、建物・施設の利用不可等）を踏まえることとする。

また、原則として、個社毎における B C P の範囲で定められる取引は別として、取引所市場外取引全体規模での対応が必要であると考えられる事項について検討することとする。

2. 取引所市場外取引に係る B C P について

（１）B C P 発動基準の検討

取引所市場外取引における B C P については、原則、個社レベルでなく広域的なリスクの発現（例えば大規模地震、風水害、伝染病、重要な社会インフラの停止等）の結果として、(株)証券保管振替機構、又は、(株)ほふりクリアリングにおいて機能に支障が生じ、B C P が発動される場合に限り発動させるべきであるとの結論に至った。

（２）一時的に取引機能が失われた場合を想定した取引ルールの整備の検討

本専門部会においては、取引所市場外取引については、個別相対取引であり個社の判断に基づき行われるものであることから、一定の基準に従って全社一律的に適用されるようなルールを必要とする性質の取引ではなく、例え B C P が発動されるような状況であっても、原則、そのようなルールを設けることは特段必要ないとの結論に至った。（ただし、後述する継続検討事項に係る議論の結果により、別途、取引ルールの整備について検討が必要となる可能性もある。）

（３）関係機関における被災状況等を把握する方法の検討

B C P 運営専門部会において検討されている B C P W E B の策定にあたり、当該 W E B に掲載すべき項目等について引き続き提言していくこととするが、当専門部会においては、B C P が発動された場合には、(株)証券保管振替機構、又は、(株)ほふりクリアリングの被災状況及び個社が取引可能な状況にあるかどうかといったことを把握することができれば、基本的にはニーズを満たしているとの結論に至った。

（４）その他

B C P の発動にあたって、取引所での取引時間の短縮や決済機関における決済時間の延長等の取引条件が変更される場合、又は、その他取引関係者に周知すべきであると考えられる事象が発生した場合には、状況いかんによっては、取引所市場外取引についても一時売買停止を行うことも視野にいれておくことが適当であるとの結論に至った。

3. 継続検討事項について

B C Pが発動されるような状況を想定した場合、以下の点について検討する必要があると考える。

- ① (株)証券保管振替機構又は(株)ほふりクリアリングにおいてB C Pが発動されるような場合、取引所市場外取引において求められる対応について
- ② 目標復旧時間（R T O）の設定について
- ③ B C P W E Bでの最低限必要な情報について

上記①及び②については、取引所取引専門部会及び同専門部会の分科会である清算・決済分科会等での議論の結果を踏まえ、③については、B C P運営専門部会及びB C P W E B作業部会での議論を踏まえ、今後、当専門部会において、更なる議論を深めつつ、各専門部会との協調・連携を図り、検討していくこととする。

また、具体的なB C Pの発動方法及び共同演習の実施については、B C P運営専門部会での検討結果を踏まえ、他の専門部会等と連携を図りつつ、対応方法を検討することとしたい。

以 上

BCP運営専門部会報告書(論点整理)の骨子

平成 18 年 10 月 18 日

BCP 運営専門部会

I. 証券市場BCPWEBの構築に関する検討について

1. 適時適切な情報の集約・還元等に必要な取組み

実現可能なところから、段階的に証券市場BCPWEBを構築し、適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制を整備する。

① 第1フェーズ(平成18年10月目途)

証券会社における「BCP連絡担当者」の明確化

既存の協会WANを活用したBCP関連情報の連絡手段の確保

② 第2フェーズ(平成19年3月末目途)

証券市場BCPWEBの構築及び緊急連絡網の整備

③ 最終フェーズ

証券市場BCPWEBの活用、点検及び改善

他の証券関係機関及び金融庁、日本銀行等との連携又はリンク

2. 証券市場BCPWEBの仕様

証券市場BCPWEBの仕様は、シンプルな操作性、セキュリティ対策及び堅牢なインフラを主な開発コンセプトとし、取引ごと及び証券関係機関ごとにBCP発動状況などが表示される設計とし、緊急時の通信手段として携帯電話の活用も考慮する。

3. 今後の対応等

証券市場BCPWEBの構築、運営及び共同演習等の検討について、引き続き、主要な証券関係機関等と連携し協議しながら対応する。

Ⅱ．証券市場全体のＢＣＰ対策本部に関する検討について

１．証券市場全体のＢＣＰの役割

緊急時、復旧・再開時それぞれの局面において、証券関係機関等が、それぞれの設置基準に基づき対策本部を設置し、その役割と権能においてＢＣＰの発動など必要な措置を講じることが基本とする。

証券市場全体のＢＣＰの役割は、緊急時、復旧・再開時それぞれの局面における適時適切な情報の集約・還元・提供及び証券市場全体として解決を要する問題の協議・調整が期待される。

２．証券市場全体のＢＣＰ対策本部

(１) 設置基準

証券市場全体のＢＣＰ対策本部は、市場慣行等が一時的に中断するような緊急事態の発生及び災害対策基本法など法律に基づき対策本部が設置された場合などが想定される。具体的な基準については、主たる証券関係機関等及び金融庁、日本銀行と引き続き協議し整理する。

(２) 組織構成等

証券市場全体のコマンドセンターとして、緊急時、復旧又は再開時それぞれの局面における役割を考慮した組織体制の整備が必要と考えられる（対策本部の設置及び事務局は日本証券業協会が担ってはどうか。）。具体的な組織構成及び他の機関との連携等については、主たる証券関係機関等及び金融庁、日本銀行と引き続き協議・検討する。

以 上